

施策名	目標 6-1 環境リスクの評価										担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 環境リスク評価室		
施策の概要	化学物質等による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 6年 8月
達成すべき目標	①一般環境中の化学物質の残留状況を調査し、基礎資料として施策の策定に活用する。 ②化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 ③化学物質の内分泌かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。 ④人の血液・尿のモニタリングにより、日本人の体内中の化学物質の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価、化学物質管理のための基礎情報を得る。 ⑤子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。 ⑥花粉飛散予測や健康影響の予防に資する情報を提供する。										政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)													
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
		基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1 化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	-	-	80	R5年度	80	80	80	80	-	-	-	化学物質対策に係る関係課室から一般環境中における残留状況を把握するために調査要望のあった化学物質のうち、優先度の高いものを調査対象物質として毎年度選定することが、「化学物質環境実態調査のあり方について」により定められている。目標値は、過去の実績値を勘案し、調査が着実に進められているとみなせる水準で設定した。	○	
2 環境リスク初期評価実施物質数	-	-	14	R5年度	14	14	14	14	-	-	-	環境初期リスク評価の実施状況の測定指標として、評価実施物質数を設定した。目標値は、過去の実績及び情報の収集・検討状況を踏まえて設定した。	×	
3 内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数(累積)	132	H27年度	240	R5年度	200	220	230	240	250	260	-	化学物質の内分泌かく乱作用については、文献調査等を踏まえた評価対象物質の選定数について、平成28年6月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応—EXTEND2016—」(EXTEND2016)で想定したレベルを実施することとしていたが、評価を高精度化する必要があるため、選定する物質数は減少させた。	○	
4 化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数	-	-	3,000	R5年度	3,000	3,000	3,000	3,000	-	-	-	化学物質の日本人のばく露状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得ることが目標であることから、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数(基本情報を得たデータ数)を測定指標として設定した。	○	
					4,800	6,494	4,984	5,940	-	-	-			

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	②目標達成
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	(判断根拠)	<p>①化学物質環境実態調査の実施について、令和5年度は、化学物質対策に係る関係課室から要望のあった物質等を選定し、87の物質・媒体について調査を行い、目標値を達成した。</p> <p>②環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、13物質について環境リスク初期評価を取りまとめ、公表したが、目標値を下回っている。これはリスク評価の実施にあたっては有害性情報・モニタリングデータ等の基礎情報を収集した上でリスク評価の実施可否を判断することになるが、評価に足る科学的知見が存在しない候補物質が多かったためである。</p> <p>③化学物質の内分泌かく乱作用については、令和5年度に11物質を選定し、目標を達成した。</p> <p>④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、令和5年度に得られた生体試料(血液・尿)の化学物質分析データ数は5940であり、目標を達成している。</p> <p>⑤子どもの健康と環境に関する全国調査については、フォローアップ状況を示す指標である追跡率を高値で維持できており、また、化学物質の分析も進捗しており、目標を達成した。</p> <p>⑥スギ雄花花芽調査体制の維持、対象都道府県数の増加双方の目標を達成した。</p>
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】	—
学識経験を有する者の知見の活用	<p>①有識者からなる「POPsモニタリング検討会」、「新規POPs等研究会」を開催し、その検討結果を施策に反映させている。</p> <p>②環境リスク初期評価に関しては、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいている。</p> <p>③「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」及び関係する下部委員会に関係分野の有識者に参画いただき、その知見を活用している。</p> <p>④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、専門家による検討会を設置し、調査設計の検討やデータの分析評価等を実施している。</p> <p>⑤子どもの健康と環境に関する全国調査については、エコチル調査企画評価委員会等において、本調査の企画、実施内容の評価及び本調査の成果の情報発信に係る方策等について、検討いただき、調査の内容等に反映している。</p>	SDGs目標との関係	<p>【主な目標】</p> <p>①化学物質対策に係る関係課室から要望のあった物質の調査を通じて環境中の存在状況の把握に務めることで、目標12番「つくる責任、つかう責任」への達成に貢献できた。</p> <p>②化学物質による環境汚染を通じて人の健康や生態系に好ましくない影響が発生することを未然に防止することを目的に、環境リスク初期評価を実施している。当該取組によって、目標3番「すべての人に健康と福祉を」、目標14「海の豊かさを」の達成に貢献した。</p> <p>③化学物質の内分泌かく乱作用が環境中の生物に及ぼす影響を評価し、リスクが懸念される物質を同定していくことは、目標14「海の豊かさを守ろう」及び15「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献した。</p> <p>④化学物質の日本人のばく露状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得ることを目標として、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査を着実に実施することで、目標3番「すべての人に健康と福祉を」への達成に貢献した。</p> <p>⑤環境要因が子どもの健康に与える影響を明らかにすることを目的に、子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)を着実に推進している。当該取組によって、目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献した。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】</p> <p>②環境リスク初期評価より得られた情報を踏まえ規制担当部局と連携を図ることで化学物質管理の推進に資するものであり、当該取組によって、目標12番「つくる責任、つかう責任」への達成に貢献した。</p> <p>③化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討の成果はインターネット上で公開しており、事業者による安全な製品の製造や、市民による安全な商品の選択の際に活用できるので、目標12「つくる責任つかう責任」に貢献した。</p> <p>④本業務では、化学物質の日本人へのばく露状況を継続的に把握し、適正な環境リスク評価を行うことで、化学物質管理の推進に資するものであり、当該取組によって、目標12番「つくる責任、つかう責任」への達成に貢献した。</p> <p>⑤本調査は、子ども特有のばく露や子どもの脆弱性を考慮した適正な環境リスク評価を行うことで、化学物質管理の推進に資するものであり、当該取組によって、目標12番「つくる責任、つかう責任」への達成に貢献した。</p>
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①「化学物質環境実態調査のあり方について」(令和2年度版)</p> <p>①令和5年度化学物質環境実態調査の進捗状況(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第29回)資料2-3)</p> <p>②化学物質の環境リスク評価(第22巻)</p> <p>③「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」への報告資料</p> <p>④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査結果について</p> <p>⑤参加者ステータス集計表(コアセンター作成)、研究の進捗について(令和5年度第2回エコチル調査企画評価委員会資料1-2)</p>		

施策名	目標 6-2 環境リスクの管理	担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 化学物質審査室		
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 6年 8月
達成すべき目標	①化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。 ②有害性評価が困難な物質の評価方法の検討を進める。 ③化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進する。 ④対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。	政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進		

施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) 第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度					
										目標年度	R2年度	R3年度		
1 化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直した物質数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	化審法はこれまで我が国で製造、輸入が行われたことのない新規化学物質について、その製造又は輸入に際し、製造・輸入者からの届出に基づき、事前にその化学物質が次の性状を有するかどうかを審査し、判定することで適正な化学物質管理を推進している。そこで、「化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直した物質数」を年度ごとの測定指標に設定した。なお、製造・輸入者からの届出に基づいて実施するものであるため、目標値の設定は困難。	-
2 有害性評価困難な化学物質の試験法の開発及び国際機関に対する試験法標準化のためのデータ提供	試験法の調査・検討	H25年度	-	-	標準化のためのデータ提供	SPSF案の提出	各国意見を踏まえた試験法の見直し	ヨコエビ試験法の検証試験の実施、卵内投与試験法のSOP案の作成	-	-	-	-	化審法のリスク評価を加速化するため、既存の試験法では対応できない有害性評価が困難な物質(難水溶性等)について、新たな試験法の開発が必要である。そこで、試験法開発と試験法標準化(OECD TG化)のためのデータ提供を指標に設定した。これまでOECD TG化を目指してヨコエビ試験法と卵内投与試験法を開発しており、ヨコエビ試験法については、R4年度に見直しを行ったTG案について検証試験を実施するとともに、引き続き各国の専門家と協議を行いながらブラッシュアップを行うことを目標として設定した。卵内投与試験法については、R4年度にSPSF案を提出したことを踏まえ、R5年度はSOP案を作成することを目標として設定した。	○
3 PRTR対象物質の環境への総届出排出量(トン)の把握	-	-	110,000	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	化管法に基づくPRTR制度において、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果として、把握した対象化学物質(第一種指定化学物質)の総届出排出量を指標として設定した。当該指標は毎年度の事業者からの届出データであり、社会的情勢の影響を受けるものではあるが、過去5年間(平成29~令和3排出年度)の減少率が維持されることを目標とし、年度ごとではなく令和12年度を目標年度として目標値を設定した。(R6.5月現在の最新データはR4排出年度のもの。)	-
					176	199	213	193	-	-	-	-		
					125,139	125,452	122,313	-	-	-	-	-		

4	化学物質アドバイザーの派遣数	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする	-	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする (10以上)	20以上	20以上	16以上	10以上	-	-	-	PRTRデータ等を活用したより一層のリスクコミュニケーションの推進を図る観点から、化学物質アドバイザーの派遣数を測定指標として設定した。派遣実績を過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とすることを目標として設定した。	○
					10	10	9	11	-	-	-		

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費(平成16年度)	1, 2	0170	(5)	-	-	-	(9)	-	-	-	(13)	-	-
(2)	PRTR制度運用・データ活用事業(平成11年度)	3, 4	0167	(6)	-	-	-	(10)	-	-	-	(14)	-	-
(3)	-	-	-	(7)	-	-	-	(11)	-	-	-	(15)	-	-
(4)	-	-	-	(8)	-	-	-	(12)	-	-	-	(16)	-	-

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり										
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	(判断根拠)	<p>①化審法に基づくスクリーニング評価においては、毎年、製造輸入数量が10t超となった物質を対象に、生態毒性に関する有害性クラスの付与又は見直しを行っている。令和5年度に有害性クラス付与等を行った物質数は193物質であり、これは、評価対象物質のうち有害性情報が得られない物質や評価方法が定まっていない物質を除く評価可能な物質の全てである。</p> <p>②ヨコエビ試験法のOECDテストガイドライン化に向けて、OECD WNT(テストガイドラインプログラム各国調整官作業部会)及びVMG-eco(生態毒性試験妥当性管理グループ)に参加して各国と意見交換を行いながら、国内外の試験機関と協力して検証試験(バリデーション=リングテスト)を実施し、テストガイドライン(TG)案のブラッシュアップを行っており、TG化に向けての目標を達成している。また、鳥類への生態毒性評価手法として開発している卵内投与試験法について、R5年4月のWNTでSPSFが採択されたのを踏まえSOP案を作成した。</p> <p>③PRTR制度については、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進と環境汚染の未然防止に向けた集計・公表を着実に実施した。対象物質の環境への排出量・移動量は長期的には減少傾向にあるが、近年では前年度比で排出量が増加した年もあることから、引き続き取組を継続していく必要がある。</p> <p>④近年はPRTR制度が既に普及していることや、化学物質管理に関する派遣・講演テーマのニーズが化管法の範囲外も増えてきていること等により、アドバイザーの派遣数が減少傾向にあるが、アドバイザー教育による対応分野の拡大や広報活動の推進等を行ってきたことで令和5年度については目標値を達成した。今後はこのような取組を推進し、継続した目標達成を目指す。</p>										

	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】	-		
	学識経験を有する者の知見の活用		<p>①厚生労働省、経済産業省及び環境省の合同審議会(食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会科学部室調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質小委員会)において、有識者の審議を踏まえて生態毒性に関する有害性クラスを付与している。</p> <p>②試験結果の比較検討は、国立環境研究所等の有識者の知見を踏まえて行っている。</p> <p>③環境省、経済産業省、厚生労働省の3省合同の審議会において化管法の対象物質の見直しについて検討を行い、令和2年8月の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて」(答申)に基づき、政令改正した(令和3年10月公布)。</p>	SDGs目標との関係	<p>【主な目標】</p> <p>化審法に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化管法に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護並びに動植物の生息及び生育への支障の未然防止に繋がるため、目標12「つくる責任、つかう責任」の達成に貢献した。</p> <p>また、化学物質アドバイザーを活用したリスクコミュニケーションの推進により、目標4「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献した。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】</p> <p>化審法に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化管法に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護並びに動植物の生息及び生育への支障の未然防止に繋がるため、目標3「すべての人に健康と福祉を」、及び目標6「安全な水とトイレを世界中に」の達成に貢献した。</p>
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		<p>①生態影響に関する優先度判定(第239回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料2-1-4)、優先評価化学物質指定の取消がなされた物質のスクリーニング評価結果(第239回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料2-3)、生態影響に関する優先度判定(人健康影響のみが指定根拠の優先評価化学物質)(第239回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料2-4-4)、スクリーニング評価におけるデフォルトの有害性クラスを適用する一般化学物質の候補物質について(第239回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会参考資料2-1)</p> <p>②令和4年度OECDにおける生態影響の新規試験法に関する開発・検討及びGLP監視当局活動への支援業務報告書</p> <p>③特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて(令和2年8月、中央環境審議会答申)、令和4年度PRTRデータの概要—化学物質の排出量・移動量の集計結果—(令和6年2月27日環境省・経済産業省報道発表資料)</p>		

施策名	目標 6-3 国際協調による取組										担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 水銀・化学物質国際室				
施策の概要	化学物質関係の各条約(POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、水銀に関する水俣条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。										政策評価実施予定時期	政策評価実施時期 令和 6年 8月				
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングするとともに、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。										政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)															
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度							
1 POPs条約に基づく化学物質モニタリングの進捗度(一般環境中の測定を行っているPOPs条約対象及び候補物質群数)	-	-	11物質	R5年度	13	11	11	11	-	-	-	-	-	-	・POPs条約対象物質及び候補物質について、「化学物質環境実態調査のあり方について」(平成22年3月)の調査対象物質選定要件に基づき設定した。	○
2 途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積)	0	H27年度	-	-	-	-	-	-	16	-	16	-	-	・水銀による環境リスクの低減のため世界の水銀対策を推進するという施策目的を踏まえ、途上国等の水銀対策に係るプロジェクトの形成・支援数を測定指標として設定した。 ・各年度の目標値については、新型コロナウイルス感染症による渡航制限によるプロジェクト形成への影響を踏まえ、令和2年度から当面の間目標値を設定しないこととしていたが、令和5年5月以降から「5類感染症」に移行したことから、令和6年度から目標値を設定することにする。 ・令和8年度の目標値は、現在取り組んでいる活動のうち、今後のプロジェクト形成が期待されるものを令和4年度実績値に上乗せして設定した。	-	
3 GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数(再分類を含む)	177物質	H28年度	160物質	-	-	170	160	160	-	-	-	-	-	・化審法、化管法等においてリスクが懸念される物質について、GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類および表示に関する世界調和システム)に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施していくため、毎年度の分類物質数を測定指標として設定した。 ・R4年度からは民間情報受付の試行を開始したため、情報の精査が必要と考えられることから、目標は抑制的に設定した。	○	

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1)	国際協調による化学物質対策事業(仮称) (平成10年度)	1, 2, 3	0171	(5)	-	(9)	-	-	(13)	-	-	(17)	-	-
(2)	-	-	-	(6)	-	(10)	-	-	(14)	-	-	(18)	-	-
(3)	-	-	-	(7)	-	(11)	-	-	(15)	-	-	(19)	-	-
(4)	-	-	-	(8)	-	(12)	-	-	(16)	-	-	(20)	-	-

評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)	②目標達成											
	目標達成が 出来なかつた 要因、その他 施策の課題等	(判断根拠)	<p>①POPs条約の有効性評価に資するため、モニタリング調査を実施している。令和5年度は、今までの調査結果等をふまえて、POPs条約対象物質及び候補物質の中から11物質(群)を選定調査を行い、目標値を達成した。</p> <p>②水銀対策について、MOYAIイニシアティブに基づき、日本の技術や経験を活かした国際展開業務を実施しており、令和4年度も新たな協力プロジェクトを形成・支援した。案件形成に向けて、調査等を進めてきていたが、新型コロナウイルス感染症による渡航制限によるプロジェクト形成への影響を踏まえ、案件形成の見通しを立てにくい状態であるため、令和2年度から目標値を空欄とし、令和8年度の目標値として「16件」としていた。しかし、令和5年度までの時点で「15件」が達成されたので、過去の件数の増加率を踏まえて、おおむね目標値を達成していると考え。</p> <p>③化審法、化管法等においてリスクが懸念されている物質について、GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施し、目標を達成。</p>											
	次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】 【測定指標】	-											
学識経験を有する者の 知見の活用	①有識者からなる「POPsモニタリング検討会」、「新規POPs等研究会」を開催し、その検討結果を施策に反映させている。 ②水銀に関する水俣条約については、水銀モニタリングに関する国内検討会や、会期間の専門家会合への有識者の参画により、条約の効果的な実施に向けた知見のインプットを行っているほか、途上国向けのワークショップにおいて有識者による講義を取り入れている。 ③GHS分類に関して、毎年国連で開催されているGHSに関する会合に参加した学識経験者から最新の情報を入手し、施策に反映させている。	SDGs目標との関係	<p>【主な目標】</p> <p>ライフサイクル全体を通じて地球規模で水銀を規制する「水銀に関する水俣条約」を適切に履行するため、国内外において活動を行い、環境や人体への水銀によるリスク低減を図った。また、条約の有効性評価や水銀の放出など、国際的な議論が続いている分野においては、日本からも積極的に貢献をした。当該取組によって、目標3番「すべての人に健康と福祉を」、目標11番「住み続けられるまちづくりを」、目標12番「つくる責任、つかう責任」、目標14番「海の豊かさを守ろう」、目標15番「陸の豊かさを守ろう」への達成に貢献できた。</p> <p>また、POPs規制対象物質において、モニタリング調査を通じて環境中の存在状況の把握に務めるなど、当該取組によって、目標12番「つくる責任、つかう責任」への達成に貢献できた。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】</p> <p>日本の優れた水銀対策技術の途上国への展開を目標の一つとし、過年度に引き続き5か国程度を対象とした各種調査(対面形式含む)や水銀対策技術に関するオンラインワークショップの開催を行った。また、水俣条約締結時の経験を活かし、条約をまだ締結していない国に対して水俣条約締結に向けた研修を行った。当該取組によって、目標4番「質の高い教育をみんなに」、目標8番「働きがいも経済成長も」と目標9番「産業と技術革新の基盤をつくろう」、目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」への達成に貢献できた。</p>											
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	<p>①「化学物質環境実態調査のあり方について」(令和2年度版)</p> <p>①令和5年度化学物質環境実態調査の進捗状況(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第29回)資料2-3)</p>													

施策名	目標 6-4 国内における毒ガス弾等対策	担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 環境リスク評価室		
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 6年 8月
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。	政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進		
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について(平成15年12月16日閣議決定) 第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)				

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
	基準年度		目標年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1 A事業区域等における環境調査等件数	-	-	-	-	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	-	-	-	旧軍毒ガス弾等対策の実施状況を示す指標として設定。地権者からの要望に基づいて実施するものであるため、目標値の設定は困難。	○		
2 医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)	-	-	-	-	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	-	-	-	健康被害に係る対策の実施状況を示す指標として設定。ジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる住民に対して、継続的に支援を実施するものであり、目標値の設定は困難。	○		
	7				9				3			4			
	144				144				142			141			

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 毒ガス弾等への対応に必要な経費(平成15年度)	1、2	168	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) -	-	-	(6) -	-	-	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) -	-	-	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) -	-	-	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-

		目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)		②目標達成
			(判断根拠)	①地権者からの要望に基づき、環境調査等を4件を実施した。 ②茨城県神栖市における緊急措置事業については、141名の医療手帳交付者に対して適切に事業を実施した。	
評価 結果	目標達成が 出来なかつ た要因、その 他施策の課 題等	-			
	次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】	-		
		【測定指標】			
	学識経験を有する者 の知見の活用	・有識者等による「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会(令和6年3月)」及び「ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等 についての臨床検討会(令和5年6月、令和6年3月)」において、今後の方向性等について検討いただいている。		SDGs目標との関係	【主な目標】 旧軍毒ガス弾等対策を推進すること、及び、ジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる住民に対して継続的に支援を実施する ことにより、目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 環境調査結果を自治体及び地権者等に連絡するとともに、緊急措置事業の成果を環境省HP上に公表している。これにより、目標11 番「住み続けられるまちづくり」の達成に貢献した。
	政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	「ジフェニルアルシン酸(DPAA)等のリスク評価第6次報告書(作成者:ジフェニルアルシン酸等のリスク評価に係るワーキンググループ、作成時期:令和5年6月)」(茨城県緊急措置事業)			